

丘地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丘地区まちづくり協議会と称し、事務局を丘まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、11町内会及び第12条に規定する団体等で構成する。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事若干名
- (4) 会計1名
- (5) 会計補佐2名
- (6) 事務局若干名
- (7) まちづくり委員11名
- (8) 部会長8名
- (9) 監事2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、役員会にて候補者を推薦し、総会において選任する。

- 2 理事、会計、会計補佐、監事並びに事務局は、会長が指名するものとする。
- 3 まちづくり委員は各町内会長が推薦し、会長が選任する。
- 4 部会長は、部会において選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は会長の求めに応じ、まちづくり協議会のあり方、運営等について意見具申をする。
- (4) まちづくり委員はまちづくり協議会の活動を町内に周知する。
- (5) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (6) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (7) 事務局は、本会の事務に関する業務にあたる。
- (8) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 会長の任期は、1期2年とし、再任は3期までとする。(但し、上部団体の役職を兼務した場合、役員会の承認を得て任期の延長ができるものとする。)

- 2 副会長及びその他の役員任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、次に掲げる団体等から選出された者で構成する。

- (1) 11町内会
- (2) 福祉推進会
- (3) 交通安全協会
- (4) 民生委員・児童委員協議会
- (5) 丘小PTA

- (6) 岳陽中PTA
- (7) 子ども会世話人連絡協議会
- (8) 健康づくり委員
- (9) 交通安全指導員会
- (10) 保護司会
- (11) 地域安全推進員
- (12) 悠容クラブ
- (13) 市職員まちづくり地区担当班
- (14) 事務局
- (15) 第12条に規定する部会

2 運営委員会は、役員会の企画立案を踏まえて総会等に提案する事項を協議し、簡易な事項を決議する。

3 会長は、必要に応じて運営委員会に構成員以外の委員の出席を求めることができる。

(運営委員会の招集)

第10条 運営委員会は、会長が招集する。

(運営委員会の議決)

第11条 運営委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第4章 部門及び部会

(部門及び部会)

第12条 本会に次の表の左欄に掲げる部門及び部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる丘地区団体等から構成される。

部 門	部 会	団 体 等
総務・防災部門	広報部会	まちづくりだより編集委員、まちづくり通信員
	環境部会	スポーツ公園愛護会、緑化指導員、ふきのとう丘
	防災部会	自主防災会、地域防災指導員、消防団22分団
くらし・安全部門	安全部会	交通安全協会丘分会、交通安全指導員 地域安全推進員、保護司会

		まちづくり青少年育成部
	福祉部会	福祉推進会、民生委員・児童委員協議会 健康づくり委員、丘悠容クラブ
	こども部会	主任児童委員、丘小・岳陽中PTA 子ども会世話人連絡協議会
行事・イベント部門	体育保健部会	まちづくり体育保健部、スポーツ推進委員
	文化育成部会	まちづくり成人教育部

※ 市職員まちづくり地区担当班は、各部会に所属する。

2 部会に、部会長1名、副部会長若干名を置く。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、役員会の構成役員及び構成団体等の代表者、まちづくり委員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内で開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、議長に表決を委任する。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会構成員の現在数及び出席者数(書面表決者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 役員会及びまちづくり委員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 会計
- (5) 会計補佐
- (6) 事務局

(役員会の機能)

第23条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

(まちづくり委員会の構成)

第26条 まちづくり委員会は次に掲げる役員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 事務局
- (5) まちづくり委員

(まちづくり委員会の機能)

第27条 まちづくり委員会は次の事項を行う。

- (1) まちづくり協議会の活動を町内に周知する。
- (2) 町内の意見をまちづくり協議会に具申する。

(まちづくり委員会の開催)

第28条 まちづくり委員会は次に該当する場合に開催する。

- (1) 原則として毎月1回。
- (2) 会長が必要と認めたとき。

第7章 会計

(経費)

第29条 本会の経費は、各町内の分担金、市補助金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及び予算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※年間事業のうち、さくらまつりの準備に関することは、さくらまつりが開催される該当年度扱いとする。

2 会計年度は、前項の規定に準じて処理を行うものとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第9章 雑則

(情報の公開)

第34条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(顧問・相談役)

第35条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の意見を聞いて会長が委嘱する。

(委任)

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年5月15日から施行する。

この規約は、平成30年5月14日から施行する。

この規約は、令和元年5月13日から施行する。

この規約は、令和2年5月11日から施行する。

この規約は、令和3年4月21日から施行する。

この規約は、令和5年5月10日から施行する。

この規約は、令和6年5月8日から施行する。

この規約は、令和7年5月9日から施行する。

この規約は、令和8年5月11日から施行する。